

# 第 10 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

## 認知症施策推進計画

## 骨子案について

- 1 計画策定の概要について
- 2 介護保険制度等の改正の動向
- 3 第 10 期計画策定の考え方
- 4 第 10 期計画の基本理念及び基本目標について
- 5 施策の体系について

令和 8 年 6 月

大津市



## 1 計画策定の概要について

### (1) 策定の目的

本市では、これまでの「おおつゴールドプラン2024（第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）の取組を継承し、「地域の中で、いきいきと自分らしく安心して暮らし続けられるまちおおつ」を実現するために「おおつゴールドプラン2027（第10期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、大津市認知症施策推進計画）」を策定し、総合的かつ効果的に高齢者施策を推進します。

### (2) 計画の位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8により、本市の高齢者を対象として、心身の健康保持と生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、その福祉サービス全般にわたる供給体制を確保するための計画です。

また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条により、本市における介護給付及び地域支援事業等の必要なサービス量を見込み、介護保険事業の円滑な推進のための方策や地域包括支援センターの適切な運営に係る必要な施策等について定める計画です。

さらに、認知症施策推進計画は、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、本市における認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

今回の計画は第10期目の計画となりますが、これまでと同様に高齢者施策を総合的に推進するため、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するとともに、新たに認知症施策推進計画についても本計画と一体のものとして策定します。

### (3) 計画の期間

第10期計画は、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3年間を計画期間とします。

## 2 介護保険制度等の改正の動向

現在国会に提出されている社会福祉法等改正法案では、介護保険制度について、人口減少や介護人材不足を踏まえた地域包括ケア体制の維持強化が大きな柱となっています。特に中山間地域等では、介護事業所の維持が困難となっていることから、人員配置基準等を柔軟化できる「特定地域サービス」の創設や、市町村が主体となってサービス確保に関与する仕組みが盛り込まれています。これにより、市町村には従来の給付管理に加え、地域の介護基盤を維持する役割がより強く求められることとなります。また、ケアマネジャー更新制の見直しも予定されており、地域包括支援センターや関係機関と連携しながら、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できる体制整備を進めることが重要となります。

### 3 第10期計画策定の考え方

#### (1) 第10期計画に係る基本指針の基本的な考え方

2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の状況に応じた、きめ細かな対応が求められます。

地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、県、市、地域の関係者が現状や課題について共通認識をもった上で、介護サービスの提供体制を確保するための方策や目指すべき方向性について、2040年に向けて地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護の一層の連携を図り、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための取組等を十分に勘案した上で、具体的な取組や目標を介護保険事業計画に定めます。

#### (2) 第10期計画における重点的な取り組み

本計画では、国の第10期介護保険事業計画基本指針を軸とし、以下の4点を重点的に推進します。

##### ○ 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者人口の増加が進む中、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められます。そのため、医療・介護連携の強化や介護予防の推進に加え、地域住民や関係団体と連携した生活支援体制の取組を進めます。また、地域活動の担い手となる元気高齢者の育成・活躍促進を図り、高齢者同士が支え合う地域づくりを推進します。

##### ○ 介護サービス提供体制の計画的な整備

2040年に向けて高齢者人口の増加が見込まれるため、介護ニーズの更なる増大や多様化に対応できるよう、介護サービス提供体制の計画的な整備が必要となります。介護人材の確保が喫緊の課題となる中で、介護職の社会的な重要性や魅力の発信、介護現場の生産性の向上の推進などの担い手確保・定着に向けた取組を滋賀県と連携して進め、持続可能な介護サービスの基盤の構築を目指します。

##### ○ 認知症施策の取組強化

認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症への正しい理解を広げる普及啓発を進めるとともに、認知症サポーターの養成や本人・家族支援の充実を図ります。また、医療・介護連携を強化し、早期発見・早期支援につなげる体制整備を進めるほか、認知症当事者の社会参加や活躍の機会づくりを推進することで、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを推進します。

##### ○ ケアラー支援の取組強化

高齢化の進展に伴い、高齢者を介護する家族等の負担は増加しています。本市では、ケアラーが孤立することなく安心して介護を続けられるよう、相談支援体制の充実や介護講座の

実施などに取り組みます。また、地域包括支援センターや医療・介護関係機関等との連携を強化し、介護と仕事、生活の両立を支える環境づくりを進めます。

## 4 第10期計画の基本理念及び基本目標について

### (1) 基本理念

第9期計画においては、「地域の中で、いきいきと自分らしく安心して暮らし続けられるまち おおつ」を基本理念として、地域包括ケアシステムの深化・推進等の取組を進めてきました。今後、地域によって高齢化・人口減少のスピードに差が生じること等も踏まえ、地域の状況に応じて、可能な限り住み慣れた地域で高齢者自身が自立して日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築は引き続き進めていく必要があります。

第10期計画では、前計画を継承しながら、すべての高齢者が社会とつながりを保ち、自分らしくいきいきと健やかに暮らせるまちづくりに取り組みます。

**地域の中で いきいきと自分らしく  
安心して暮らし続けられるまち おおつ**

## (2) 基本目標及び認知症施策推進計画

大津市の高齢者を取り巻く現状を踏まえ、基本理念の実現に向けて、高齢者施策を推進するうえで重要な視点を第9期計画から引き継ぎ発展させるとともに、より地域の特性にそった地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、以下の4つの視点を基本目標として設定するとともに、認知症施策推進計画を策定します。

### 基本目標1 医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち

(在宅医療・介護連携の推進)

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、安心して在宅療養を選択できるよう、訪問看護サービスの安定した提供をはじめ、新たな地域医療構想を踏まえた在宅医療・介護連携を推進します。このため、在宅医療・介護連携拠点の運営や在宅療養支援体制の整備を進めるとともに、人生の最終段階における医療やケアについて事前に考え話し合う機会の普及・啓発に取り組みます。

### 基本目標2 地域の中で安心して暮らせるまち

(あんしん長寿相談所の機能充実・生活基盤整備の推進)

あんしん長寿相談所について、複雑化するニーズに対応できるよう専門性の向上を図るとともに、地域住民へ身近な相談窓口としての役割を広く周知し、機能の充実を図ります。加えて、7つの保健福祉ブロックごとの課題に応じた活動目標を立て、それぞれの地域特性に合わせた地域包括ケアシステムの確立に向けて取組を進めます。ケアラーが孤立することなく安心して介護を続けられるよう、相談支援体制の充実や介護離職を防ぐための取組を進めます。

住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、生活体制支援整備の充実・強化を図るとともに、住まいや移動手段の確保、見守り体制の構築、災害対策に取り組みます。

### 基本目標3 高齢者等がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち

(介護予防サービス・生きがいつくりの推進)

高齢者の健康増進を図り、いきいきと健やかに過ごせるよう、医療、介護、健診等のデータ分析により地域の健康課題を把握し、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施を推進していきます。特に、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、転倒防止や運動機能の維持・向上を図るための体操教室や啓発活動を拡充します。また、身近な地域で継続的に通える多様な通いの場づくりや外出支援を促進し、高齢者の興味や関心に応じたスポーツ活動、就労促進、多様な社会参加や世代間交流の機会を提供することで、生きがいつくりを推進します。

#### 基本目標4 必要な介護保険サービスを利用できるまち(介護保険サービスの充実)

2040年を見据えた中長期的な介護ニーズの変化に対応するため、住み慣れた地域での在宅生活を支える多様なサービス基盤を計画的に整備します。サービスの担い手となる介護人材の確保にあたっては、広く介護職の魅力発信を図るとともに、介護現場の負担の軽減や生産性の向上を推進します。また、将来のサービス見込量に基づく適正な負担と給付のバランスを考慮し、要介護認定の適正化やケアプランの点検等の介護給付適正化に取り組むことで、持続可能な制度運営を図ります。

#### 認知症施策推進計画

認知症の人や家族が安心して生活できるまち

(認知症施策の推進)

国の「認知症施策推進大綱」及び「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ認知症施策推進計画を策定します。MCI（軽度認知障害）を含む早期発見・早期対応の重要性の周知や予防啓発を推進します。「認知症初期集中支援チーム」による相談・支援体制を推進するとともに、認知症の人の社会参加や活躍の場の創出などに取り組みます。また、認知症の人の意思決定支援を促進するため、成年後見制度の利用促進や虐待防止施策の推進を図ります。さらに、家族介護者の負担を軽減するため相談体制や地域の見守り体制の強化を図り、認知症になっても住み慣れたまちで自分らしく暮らすことができるまちづくりに取り組みます。

## 4 施策の体系について

現行計画における施策の体系

	施策の方向
基本目標 1 医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち (在宅医療・介護連携の推進)	1. 在宅医療・介護連携拠点の運営 2. 在宅療養支援体制の整備 3. 在宅療養・看取りについての普及・啓発 4. 地域リハビリテーションの充実
基本目標 2 認知症の人や家族が安心して生活できるまち(認知症施策の推進)	1. 認知症に関する知識の普及啓発の推進 2. 認知症予防対策の推進 3. 保健医療サービス提供体制及び相談体制の整備 4. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化及び社会参加の推進
基本目標 3 地域の中で安心して暮らせるまち(あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進)	1. あんしん長寿相談所の機能強化 2. あんしん長寿相談所の役割の充実 3. 介護サービスの質の向上 4. 生活支援の充実・強化 5. 福祉意識の啓発 6. 暮らしの環境整備 7. 防災・安全対策の推進
基本目標 4 高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち(介護予防サービス・生きがいつくりの推進)	1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 2. 一般介護予防事業の推進 3. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 4. 高齢者の社会参加及び生きがいつくりの推進
基本目標 5 必要な介護保険サービスを利用できるまち(介護保険サービスの充実)	1. 介護人材の確保に係る取組の推進 2. 介護保険サービスの整備 3. 介護サービス・介護予防サービスの実績と見込み 4. 地域支援事業の見込み 5. 介護保険料の算定 6. 介護給付等適正化への取組と目標

次期計画における施策の体系案

	施策の方向
基本目標 1 医療・介護サービスが切れ目なく利用できるまち (在宅医療・介護連携の推進)	1. 在宅医療・介護連携拠点の運営 2. 在宅療養支援体制の整備 3. 在宅療養・看取りについての普及・啓発 4. 地域リハビリテーションの充実
基本目標 2 地域の中で安心して暮らせるまち(あんしん長寿相談所の機能強化・生活基盤整備の推進)	1. あんしん長寿相談所の役割の充実 2. あんしん長寿相談所のブロック別活動目標 3. 介護サービスの質の向上 4. ケアラーへの支援 5. 生活支援の充実・強化 6. 福祉意識の啓発 7. 暮らしの環境整備 8. 防災・安全対策の推進
基本目標 3 高齢者がいきいきと健やかに生活し、社会参加ができるまち(介護予防サービス・生きがいつくりの推進)	1. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 2. 一般介護予防事業の推進 3. 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 4. 高齢者の社会参加及び生きがいつくりの推進
基本目標 4 必要な介護保険サービスを利用できるまち(介護保険サービスの充実)	1. 介護保険サービスの整備 2. 介護人材の確保に係る取組の推進 3. 介護サービス・介護予防サービスの実績と見込み 4. 地域支援事業の見込み 5. 介護保険料の算定 6. 介護給付等適正化への取組と目標

認知症施策推進計画 認知症の人や家族が安心して生活できるまち(認知症施策の推進)	1. 認知症に関する知識・理解の普及推進
	2. 認知症の人の意思決定の支援等
	3. 保健医療サービス提供体制及び相談体制の整備
	4. 相談体制の整備
	5. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化及び社会参加の推進